

第4期中期目標・中期計画の策定に係る評価委員会の開催について

1 中期目標・中期計画について

	中期目標	中期計画
策定者	設立団体の長 (北九州市長)	公立大学法人 (北九州市立大学)
内容	<ul style="list-style-type: none">・大学が達成すべき業務運営に関する目標・議会の議決を経て大学へ指示	<ul style="list-style-type: none">・中期目標を達成するための計画・策定後は長の認可が必要
期間	<ul style="list-style-type: none">・6年間 <p>第4期：令和5年度～令和10年度 第3期：平成29年度～令和4年度 第2期：平成23年度～平成28年度 第1期：平成17年度～平成22年度</p>	

2 第4期中期目標の策定について

現行の中期目標・中期計画が令和4年度末をもって終了するため、第4期中期目標・中期計画（令和5～10年度）を策定する必要がある。

については、地方独立行政法人法の規定により、評価委員会に意見聴取する事項があるため、評価委員会を開催するもの。

【意見聴取事項】

- ・「見直し方針」に対する意見聴取（法第79条の2第2項）
- ・「中期目標」に対する意見聴取（法第25条第3項）
- ・「中期計画」に対する意見聴取（法第78条第4項）

※見直し方針の策定について

- ・法第79条の2第1項の規定により、これまでの業務実績等を踏まえ、業務継続の必要性、組織の在り方その他組織及び業務全般について、「見直し方針」を策定するもの。
- ・先行する国立大学法人等の例にならい、第4期中期目標・計画期間の前年度までに見直し方針を策定し、評価委員会から意見を聴取する。
- ・評価委員会の意見を受けた見直し方針を反映し、第4期中期目標・中期計画を策定するもの。

●地方独立行政法人法（抄）

（中期目標）

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 略

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期計画）

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2～4 略

（中期目標等の特例）

第七十八条 略

2～3 略

4 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

5 略

（中期目標の期間の終了時の検討の特例）

第七十九条の二 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かななければならない。

3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。